

2. 主要事項に関する検討状況等

(5) 制度運営の見直し

(5) 制度運営の見直し

・保険者機能の強化

ア 見直しの方向性

市町村が保険者としてより主体性を発揮した運営を行っていくためには、サービスの量や質についての関与を強めていくことが求められる。

(ア) 「地域密着型サービス」の創設

地域の特性に応じて、多様で柔軟な形態のサービス提供が可能となるよう、①従来の全国的に共通する「一般的なサービス」と並んで、②サービス利用が主として市町村の圏域内にとどまるような「地域密着型サービス」を第3期事業運営期間より新たに制度化することを検討する。

「地域密着型サービス」は、市町村がサービス事業者を指定し、自らの被保険者が利用できるサービスを選択するものであり、いわば、サービス全体を現行制度における「基準該当サービス」の仕組みと同様に扱うものである。

(イ) 「地域密着型サービス」に関する指導監督

「地域密着型サービス」については、市町村長が事業者の指定・指導監督を行うとともに、市町村が介護保険事業計画に定めたサービス整備量を超える場合には指定拒否できる権限を付与することとしている。同時に、指定基準や介護報酬についても、保険者である市町村の裁量で変更することを認める。

(ウ) 「地域密着型サービス」以外のサービスへの関与

「地域密着型サービス」以外のサービスについては、都道府県が引き続き事業者の指定・指導監督を行うが、指定に当たっての市町村長の意見聴取を義務づけることが考えられる。

(エ) サービス事業所への立入調査

現行では、保険者は事業者に対し関係書類等の提出を求めることができるにとどまっているが、「地域密着型サービス」か否かを問わず、新たに事業所への立入権限を付与することを検討する。

イ 検討のスケジュール

詳細については、今後の全国課長会議にて、具体的な改正案を提示する予定。